

平成 26 年 2 月 吉日

山形県高圧ガス協議会会員各位

山形県高圧ガス協議会
会長 大場 正仁



山形県高圧ガス容器の適正管理指針（通知）

1 目的

この指針は、高圧ガス容器の放置及び長期滞留を防止するとともに放置等された高圧ガス容器を迅速、適正に処理する事により、放置容器等による災害の発生を防止する事を目的とする。

2 適用範囲

この指針は、容器（高圧ガス保安法「昭和 26 年 法律第 204 号」第 41 条に規定される容器で、内容積 1 リットル以上の容器をいう。）を使用して高圧ガスの販売又は消費を行う者について適用する。

3 高圧ガス販売事業者がとるべき措置

① 高圧ガス容器の受入れ及び引渡し台帳を備え、常に高圧ガス容器の管理を行う事。

② 使用済みの高圧ガス容器の回収は迅速に行い、高圧ガス消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱い容器以外の容器であっても回収する事。

③ 高圧ガス容器は原則として貸与する事とし、また、常にその所有者を明確に識別できるようにする事。但し、事情によりそれ以上の期間借用が必要な場合は、消費事業者と協議の上、留置延長期限を決定する。その留置期間は最長 1 年とする。

④ 残ガスの有る容器であっても引渡し後、原則として 3 ヶ月以上高圧ガス消費事業所に留置しない事。

⑤ 高圧ガス容器の外面腐食が懸念される高圧ガス消費事業所には、高圧ガス容器の貯蔵方法及び取扱方法について周知を行う事。

⑥ 従業員に対して、1 年間を通じて 2 回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する事。

4 高圧ガス消費事業者のとるべき措置

① 事業所には、高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受払い状況等を管理する事。

② 事業所には、高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器管理責任者を置く事。

③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理責任者が管理状況を確認する事。

④ 使用済みの高圧ガス容器（自己所有容器を除く。以下同じ。）は、直ちに高圧ガス販売事業者に戻却する事。

また、残ガスの有る容器であっても容器設置後、原則として3ヶ月以上留置しない事とし、高圧ガス販売事業者の行う容器の回収に速やかに応じる事。但し、事情によりそれ以上の期間借用が必要な場合は、販売事業者と協議の上、留置延長期間を決定する。その留置期間は最長1年とする。

⑤ 事業所では、湿気、水滴等の付着による高圧ガス容器の外面腐食が進行しやすい環境に保管しない事。

⑥ 高圧ガスを取り扱う従業員（高圧ガス容器管理責任者を含む。）に対して1年間を通じて1回以上高圧ガス保安に関する教育を実施する事。

5 関係団体がとるべき措置

関係団体は、次の措置をとるように努めるものとする。

① 高圧ガスの適正な取り扱いについて、加入事業者及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。

② 山形県高圧ガス容器管理委員会は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の集積所を設けるなど必要な措置をとる。

③ 未加入の販売事業者や消費事業者の関係団体等への加入促進に努める。

④ 加入販売事業者が何らかの事由で保安法の遵守が困難であり、消費事業者に適切な保安情報の提供が出来ない等の情報を入手した場合には、速やかに改善措置をとるように指示し技術指導を実施する。但し、それでも改善が見られない場合は行政の指導を受けるよう手続きをとるように努める。

6 放置容器等の処理

(1) 販売事業者及び関係団体は、放置容器を迅速、適正に処理するため次の措置をとるように努めるものとする。

① 放置容器は山形県高圧ガス容器管理委員会の処理体制で実施する。

② 放置容器等を発見した場合は、速やかに処理機関に通報できる体制を確立し実施する。

①及び②について広報する。

(2) 消費事業者が、放置された高圧ガス容器を発見した場合には、自ら処理

することなく、関係機関及び山形県高圧ガス容器管理委員会等の関係団体に通報し処理を依頼する。

⑦ その他

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施工する。

おわりに

今回、この保安対策指針の作成について、下記監督官庁等より多大なるご指導を頂きました。

山形県環境エネルギー部
危機管理・くらし安心局
危機管理課

解説

(1) 高圧ガス保安法

昭和 26 年 6 月法律第 204 号。平成 8 年 3 月「高圧ガス取締法」より名称改正。

(2) 目的

保安法第 1 条

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス協議会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する事を目的とする。

(3) 高圧ガスの供給に係わる帳簿

保安台帳

高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳（一般高圧ガス保安規則（以下、一般則という）第 40 条、液化石油ガス保安則（以下、液石則という）第 41 条）

周知義務

周知すべき高圧ガスの販売先に対し周知文書を配布し、周知を図った記録（一般則第 95 条、液石則第 93 条）

容器授受簿

高圧ガスを容器により授受した場合に、充填容器の記号番号、充填容器毎の高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日を記載したもの（一般則第 95 条、液石則第 93 条）

MSDS の記録

MSDS の配布状況（配布先と配布年月日）の記録（平成 5 年厚生省・通産省告示第 1 号「化学物質の安全に係わる情報提供に関する指針」）

(4) 3 ヶ月

山形県高圧ガス容器管理委員会としては 3 ヶ月を一定の区切期間としている。

(5) 貸与期限の明示

山形県高圧ガス容器管理委員会が斡旋する「容器返却ラベル」等の貼付により明示する。

(6) 容器調書

貸与する高圧ガス容器の情報（ガス種、容器の記号番号、貸与年月日、貸与期限など）が記載されたもので、貸付容器明細書、貸付容器照合書等をいう）

(7) 保安法に定められた基準

一般則第 18 条及び第 23 条、液石則第 19 条及び第 24 条により規定された高圧ガス容器により貯蔵する場合の技術上の基準。

(8) 周知文書

消費事業者に対し、以下に示す特定の高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を記載した文書で、特定の高圧ガスの販売を締結したとき及び周知をしてから一年以上経過して高圧ガスを引き渡すとき毎に配布する。

* 特定のガス

- ① 溶接・切断用アセチレン・天然ガス・酸素
- ② 在宅酸素療法用液化酸素
- ① スキューバダイビング等呼吸用空気
- ② 接・切断・燃料用液化石油ガス

(9) 用語の定義

① 販売事業者

高圧ガス容器の直接取扱いの有無にかかわらず、高圧ガスを販売する高圧ガス製造者及び販売事業者をいい、個人による販売並びに製造を行う者も含まれる。

② 消費事業者

容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいい、個人により消費を行う者も含まれる。

③ 高圧ガス容器

保安法第 41 条に規定する高圧ガスを充てんするための容器で、本指針では内容積 1 リットル以上の容器をいう。

④ 放置容器

現に所有者又は、使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

⑤ 関係団体

山形県の高圧ガス保安関係団体の内、山形県高圧ガス容器管理委員会並びに同委員会に加盟する次の団体をいう。

山形県高圧ガス協議会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県冷凍空調協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会

⑥ 関係機関

警察、消防、所管行政、高圧ガス担当部署、山形県高圧ガス地域防災協議会